

平成26年度 東京都計画に関する  
事後評価

平成28年9月  
東京都

個票 1

事業名	東京都地域医療連携ICTシステム整備支援事業	総事業費(単位:千円)	39,514
事業の区分	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	医療機関		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病床の機能分化・連携等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」を図る</p> <p>アウトカム:医療機関間の相互連携の推進 60%</p>		
事業の期間	平成26年度から平成29年度		
事業の内容	<p>○緊密な医療連携を行うため、ICTを活用した診療情報の共有に必要なサーバーシステムを導入・更新するために必要な経費、既存システムの改修経費、サーバー無停電電源装置、非常時に参照するため経費等を補助する。</p> <p>○ICTを活用した地域医療連携については、タイムリーな情報共有や業務負担軽減、非常時のデータ参照等の効果が期待できることから、これらに取り組む都内医療機関を支援し、地域医療連携の推進を図る。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	ICTを活用して診療情報を開示する医療機関を増やす 目標:24医療機関		
アウトプット指標(達成値)	平成26年度～平成27年度=2医療機関 平成28年度予定=9医療機関		
事業の有効性・効率性	地域医療の中核を担う医療機関が診療所及び介護施設等との医療に関する情報を共有し、患者は切れ目のない医療を受給できる体制が整い始めた。		
その他			

## 個票 2

事業名	在宅療養推進基盤整備事業	総事業費(単位:千円)	85,887
事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都医師会、57地区医師会		
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口の割合は今後上昇を続け、平成37年(2025年)には、およそ4人に1人が65歳以上の高齢者となる。</li> <li>・高齢で医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、安心して療養生活を送れる体制の実現が必要。</li> </ul>		
事業の期間	平成26年度から平成29年度		
事業の内容	<p>地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるとともに、医療と介護が連携し、ICTネットワークの活用等により効果的に情報共有し、在宅療養患者を支える体制を整備する。</p> <p>(1)多職種連携連絡会 地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が一堂に会し、各地域で連携して在宅療養患者を支える体制を整備するために必要な方策について検討を行うとともに、地域包括ケアシステムにおける在宅療養について都民の理解を深めるための講演会等の普及啓発を実施する。</p> <p>(2)多職種ネットワーク構築事業 医療と介護の関係者が効果的に情報を共有しながら連携して在宅療養患者を支える体制を西武するため地区医師会が他の団体や区市町村等と連携してICTを活用したネットワークを構築する取組に対して支援する。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	事業内容(2)においてICTネットワークを導入する地区医師会数 57地区医師会		
アウトプット指標(達成値)	事業内容(2)において申請地区医師会数 45地区医師会		
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の有効性 多職種が参加しICTを活用した在宅療養患者を支えるネットワーク体制の構築について、検討会等の開催及び各地域の実情に合わせたICTシステムの導入が進み、多職種で在宅療養患者を見守るシステムが構築され始めた。</li> <li>○事業の効率性 (2)事業の効率性 都医師会が地区医師会の窓口となったため、技術的助言や進行管理が効率的に行われた。</li> </ul>		
その他	現在、ICTの導入については各地区ごとで差がある。ICTの導入をより多くの地区で取り組んでもらうため、都医師会と連携をし事業の説明を行うことや先駆的な地区の取組発表する場を設けるなど事業の普及を行っていく。		

### 個票 3

事業名	在宅療養移行支援事業	総事業費(単位:千円)	63,356
事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院が一体となって、患者やその家族に対し、入院早期から退院支援に取り組む体制を整備する必要がある。</li> <li>・救急医療機関に搬送された患者が、急性期を脱した後、円滑に退院することを促進し、救急患者の受入れに支障を及ぼす、いわゆる「出口の問題」の解消を図る。</li> </ul>		
事業の期間	平成26年度から平成27年度まで		
事業の内容	<p>地域の救急医療機関における退院支援の取組を支援し、入院患者を円滑に在宅療養へ移行するとともに、在宅療養患者の容態急変時の受け入れ体制を充実するため、退院調整を行う看護師等の新たな配置に必要な経費の一部を補助する。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>退院調整加算施設基準を満たし退院調整を充実させる二次救急医療救急医療機関数 145医療機関</p> <p>→救急搬送受入数の増</p>		
アウトプット指標(達成値)	<p>平成27年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施医療機関数 : 20医療機関</li> <li>○平成27年3月31日時点において、退院調整加算の施設基準を満たしていなかったが、新たに退院調整を行う職員を配置し、平成27年度中に退院調整加算施設基準を満たした病院数 : 4医療機関(再計)</li> <li>○平成27年3月31日時点において、退院調整加算施設基準を満たしており、新たに退院調整を行う職員を配置し、退院調整の体制強化を行った病院数 : 16医療機関(再計)</li> </ul>		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性 医療機関において、退院支援を行うために新たに職員を配置することにより、円滑な退院を促進し、在宅療養の基盤強化を図ることができたと考える。</p> <p>(2)事業の効率性 都で実施する看護師や医療社会従事者等に対する事業説明等を活用して積極的に事業周知を行うことにより、効率的に事業を実施した。</p>		
その他			

個票 4

事業名	在宅療養移行体制強化事業	総事業費(単位:千円)	215,510
事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都、東京都看護協会		
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等が安心して在宅療養を受けることができる環境を整備する必要がある。</li> <li>・入院医療機関において在宅療養移行支援や医療・介護の連携などに取り組む人材を養成・確保し、もって、地域における在宅療養体制の整備を図る。</li> </ul>		
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで		
事業の内容	<p>○退院支援強化研修 高齢者等が円滑に在宅生活に移行できるよう、都内病院における退院支援・退院調整業務に携わる職員に対し、退院支援マニュアルを活用した全7日間の研修を年2回実施。</p> <p>○在宅療養移行体制整備費補助 院内において退院支援・退院調整の取組を推進するほか、地域における在宅療養移行支援や医療・介護の連携などに積極的に取り組む人材の確保を支援するため、上記研修を受講した退院調整を行う看護師等の配置に必要な経費の一部を補助する。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>在宅移行支援や医療と介護の連携などに取り組む人材を配置する病院数 273病院(200床未満の病院)</p> <p>→①本事業により病院が地域との連携体制を確保した区市町村 全区市町村(島しょを除く) ②救急医療機関等からの患者受入数の増</p>		
アウトプット指標(達成値)	<p>○退院支援強化研修 第1回修了者数192名(内管理監督職除く:93名(再計)) 第2回修了者数156名(内管理監督職除く受講者:92名(再計))</p> <p>○在宅療養移行体制整備費補助 上記研修を受講した看護師等を院内に配置し、退院支援体制の強化を図った病院数:55医療機関</p>		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性 東京都看護協会に委託し、在宅ケアや医療機関における退院支援等に携わっている有識者が検討した医療・福祉・介護等の幅広い分野に関する研修カリキュラムを活用し、都内病院の退院支援に携わる看護師等のさらなるレベルアップを図ることができた。 また、総論の部分は病院管理者の受論を必須としており、組織全体で取り組む意識を醸成した。</p> <p>(2)事業の効率性 平成27年度に都が改訂した退院支援マニュアルを活用したカリキュラムで研修を実施することより、各病院の退院支援の平準化を図る取組も合わせて実施することができたと考え</p>		
その他			

個票 5

事業名	精神保健福祉士配置促進事業	総事業費(単位:千円)	83,596
事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>平成26年4月から改正精神保健福祉法が施行され、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、患者本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、精神科病院の管理者に、①退院後生活環境相談員、②地域援助事業者との連携、③医療保護入院者退院支援委員会の開催等が義務付けられた。</p> <p>そのため、医療機関は退院後生活環境相談員の役割を担う精神保健福祉士等の人材確保が必要。</p>		
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで		
事業の内容	<p>医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、医療と福祉の連携体制を整備する役割が精神保健福祉士に期待されることから、医療保護入院者の早期退院を目指す精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 54病院以上</p> <p>→本事業を利用し精神保健福祉士を配置した病棟の在宅移行率 90%以上</p>		
アウトプット指標(達成値)	新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 25病院		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性 医療機関において、退院支援を行う精神保健福祉士を配置することにより、円滑な退院を促進することができたと考ええる。</p> <p>(2)事業の効率性 別の事業での医療機関訪問を活用して積極的に事業周知を行うことにより効率的に事業を実施した。</p>		
その他	より多くの病院に活用してもらうため、平成28年度以降も医療機関に対して積極的に周知を行う。		

個票 6

事業名	精神障害者早期退院支援事業	総事業費(単位:千円)	3,083
事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	平成26年4月から改正精神保健福祉法が施行され、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、患者本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、精神科病院の管理者に、①退院後生活環境相談員の選任、②地域援助事業者との連携、③医療保護入院者退院支援委員会の開催等が義務付けられた。 そのため、病院における、退院支援委員会に地域援助事業者を出席させる体制の整備が必要。		
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで		
事業の内容	<p>医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。</p> <p>①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等</p> <p>②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費等補助</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数 2万回以上</p> <p>→入院後1年時点の退院率 91%以上</p>		
アウトプット指標(達成値)	<p>地域援助事業者等が退院支援委員会等に参加した回数</p> <p>平成26年度 9回</p> <p>平成27年度 254回</p>		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性 医療保護入院者退院支援委員会等に地域援助事業者等が参加した際の費用や医療機関の事務手数料を補助することにより、地域援助事業者等が退院支援委員会等に参加する機会が増え、医療と福祉の関係者の連携が促進したと考える。</p> <p>(2)事業の効率性 地域援助事業者等への報酬及び交通費に加え、医療機関の事務手数料も補助することにより、医療機関も取り組みやすくなり、効率的な働きかけができたと考える。</p>		
その他	より多くの医療機関に活用してもらうために、平成28年度以降も医療機関のみならず、地域援助事業者にも関係機関を通じて積極的に周知を行う。		

個票 7

事業名	東京都在宅歯科診療設備整備事業	総事業費(単位:千円)	34,278
事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科医療の推進に資するため、在宅歯科医療を実施する東京都内の医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る		
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで		
事業の内容	在宅歯科医療を実施している又は新たに在宅歯科医療を実施する医療機関が行う、在宅歯科医療に必要な医療機器等の備品購入費の補助。		
アウトプット指標(当初の目標値)	在宅歯科医療を行う医療機関の拡充 110か所		
アウトプット指標(達成値)	平成27年度において、18医療機関に在宅歯科医療に必要な医療機器等を整備した。		
事業の有効性・効率性	(1)事業の有効性 本事業の実施により、在宅歯科医療を行う医療機関が増加した。また、在宅歯科医療専用機器の整備により、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実が図られた。 (2)事業の効率性 東京都歯科医師会へ各医療機関への周知を依頼し、各地区歯科医師会から推薦のあった医療機関を補助対象とすることにより、在宅歯科医療に意欲的な医療機関への補助を行うことができた。		
その他	在宅歯科医療を実施する医療機関の拡充のためには、各医療機関に対し事業の内容及び申請方法の周知が効果的であると判断し、研修会での周知及び各地区担当者への説明会を開催した。		

個票 8

事業名	届出制を活用した看護職員復職支援事業	総事業費(単位:千円)	20,687
事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都(東京都看護協会へ委託)		
背景にある医療・介護ニーズ	潜在看護職の就業意欲を喚起するとともに、離職看護職の潜在化を防止することが必要である。		
事業の期間	平成26年度から平成28年度まで		
事業の内容	<p>「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、看護職員のナースセンター届出制度が創設されたことを受け、離職する看護職員の潜在化予防、離職中看護職員のライフスタイルやニーズに合わせた再就業支援等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報・PR</li> <li>2 届出制度説明会</li> <li>3 情報発信</li> <li>4 地域密着型の就職相談会</li> </ol>		
アウトプット指標(当初の目標値)	届出の促進 届出者数:4,000人		
アウトプット指標(達成値)	届出者数:1,503人(平成28.3.31時点)		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性:看護師等免許保持者の届出制度の周知を図り、離職した看護職員がナースセンター(東京都ナースプラザ)へ届け出ることにより、離職者に対して早期に復職に向けた支援を行うことが可能になると考えられる。</p> <p>(2)事業の効率性:都による広報や就職相談会に、国の広報等を合わせることで、看護師等免許保持者の届出制度を効率的に周知することができる。</p>		
その他			

個票 9

事業名	島しょ看護職員定着促進事業	総事業費(単位:千円)	4,834
事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都(東京都看護協会へ委託)		
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員確保が困難な島しょ地域においては、職員数や地理的要因により研修受講の機会もほとんどなく、ほかの職員の配慮から離島による研修受講等をあきらめてしまうことも多い。この理由が看護職員の離職理由の一つにもなっていることから、島しょ看護職員の働きやすい環境を整え、定着を促進する必要がある。		
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで		
事業の内容	<p>(1)出張研修 島しょで働く看護職員が、島を離れずに研修を受ける機会を設けることで、看護職員のモチベーションの向上やケアの質の向上を図る。</p> <p>(2)短期代替看護職員派遣 島しょの看護師が研修等により一時的に島を離れる際に、代替看護師派遣をモデル的に実施し、看護職員がより勤務を継続しやすい環境を整備する。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	出張研修実施回数 13回 代替看護職員派遣回数 延べ144回		
アウトプット指標(達成値)	出張研修実施回数 5回(26年度 1回、27年度 4回) 代替看護職員派遣回数 延べ0回		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性:島しょ地域に従事する看護職員が、島を離れずに研修を受講できることで、看護職員のモチベーションの向上やケアの質の向上につながる。</p> <p>(2)事業の効率性:島しょ地域で出張研修を行うことにより、島内の看護職員全員を対象に、効率的に各島の課題認識に応じた研修を行うことができる。</p>		
その他	平成28年度は、代替看護職員派遣事業についても実施予定		

個票 10

事業名	訪問看護師勤務環境向上事業	総事業費(単位:千円)	370
事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	都内訪問看護ステーション		
背景にある医療・介護ニーズ	訪問看護師の人材確保・育成・定着のためには、「外部研修」「同行訪問」「職場内研修(OJT)」を適切に組み合わせた人材育成支援が必要であるが、都内の訪問看護ステーションでは、小規模なステーションが多く、計画的な研修が適切に実施されているのが2割程度となっている。このため、研修等を受講させる場合に、訪問看護師の代替職員をステーションに派遣することで、訪問看護ステーションに勤務する看護職の勤務環境の向上を図り、訪問看護師の資質向上及び定着を図る。		
事業の期間	平成26年度から平成28年度まで		
事業の内容	訪問看護ステーションが、現に雇用する訪問看護師の資質向上を図るため、当該現任訪問看護師を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を確保するために係る経費を補助する。		
アウトプット指標(当初の目標値)	看護職員の研修参加に係る代替職員雇用日数 延べ3, 930日		
アウトプット指標(達成値)	平成26年度 2事業者に対し、合計39日分の代替職員雇用経費に対する補助を実施  平成27年度 1事業者に対し、合計12日分の代替職員雇用経費に対する補助を実施		
事業の有効性・効率性	(1)事業の有効性 特に小規模な訪問看護ステーションにおいては、人員体制等の理由から、職員に外部の研修等を受講させるのが困難な状況にあるが、本事業により、外部の研修等に参加しやすい環境の整備を支援することは、職員の資質向上につながるとともに、訪問看護ステーションが職員の計画的な研修等の受講を進めていくための支援になると考える。		
その他	訪問看護ステーションの中には、補助金の申請に不慣れであったり、申請事務に手が回らないなど、積極的に制度を活用しない事業所も多くあると考えられる。より訪問看護ステーションの実情に即した有効な制度としていくため、下記の通り補助要件の再検討を行ったところであるが、加えて補助金利用の手引きの見直しや更なる事業周知を図るなどし、訪問看護ステーションの勤務環境向上を支援していく。		

個票 11

事業名	訪問看護師定着推進事業	総事業費(単位:千円)	6,502
事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	都内訪問看護ステーション		
背景にある医療・介護ニーズ	訪問看護業界全体の離職率は15%と病院看護職員の離職率12.6%と比べて高くなっており、ステーションでの退職理由は、「家庭等の都合(育児、介護等)」が41.1%と最も多い。このため、訪問看護ステーションに勤務する看護職のワークライフバランスのとれた働き方が可能となる働きやすい職場環境の整備を行い、訪問看護師の定着及び訪問看護サービスの安定的な供給を図る。		
事業の期間	平成26年度から平成28年度まで		
事業の内容	訪問看護ステーションが、事業所の規程に基づき、現に雇用する訪問看護師の産休・育休・介休の代替職員を確保するために係る経費を補助する。		
アウトプット指標(当初の目標値)	看護職員の産休・育休・介休取得に係る代替職員雇用日数 延べ7,056日		
アウトプット指標(達成値)	平成26年度 5事業者に対し、合計460日分の代替職員雇用経費に対する補助を実施  平成27年度 6事業者に対し、合計463日分の代替職員雇用経費に対する補助を実施		
事業の有効性・効率性	(1)事業の有効性 計11事業所において、産休等を取得する職員の代替職員を確保したことで、職員が休暇に入った後も体制を維持することができたとともに、休暇取得職員の定着につながった。  (2)事業の効率性 事業所に対して、説明会の開催等、機会をとらえ積極的に一層の事業の周知を図った。		
その他	訪問看護ステーションにおいて、職員が長期の休暇を取得することの影響は大きい。より多くの訪問看護ステーションが本制度を活用できるよう、下記の通り補助要件を見直し、一層の積極的な制度の周知を行い、出産や育児を理由に離職することなく、職員が定着できる環境の整備を、支援していく。  ○補助対象事業所要件 改正内容 平成26年度 常勤換算2.5人以上7人未満のステーションを対象 平成27年度～ 常勤換算2.5人以上のステーションを対象 (人員上限の撤廃)		

個票 12

事業名	薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業	総事業費(単位:千円)	13,741
事業の区分	Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都(公益社団法人東京都薬剤師会へ委託)		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域において在宅療養支援を行う薬剤師が不足している</p> <p>→薬局の在宅療養支援等に関連する調剤報酬の請求件数を増やす</p>		
事業の期間	平成26年度から平成29年度まで		
事業の内容	<p>【研修事業】地域において在宅療養支援を行う薬剤師を養成するための研修を実施</p> <p>ア 在宅医療基礎研修</p> <p>(Ⅰ)在宅訪問指導基礎研修</p> <p>(Ⅱ)無菌調製技能習得研修</p> <p>イ 地域薬局間連携研修</p> <p>(Ⅰ)在宅医療連携研修</p> <p>地域における薬局連携のための地区研修会 等</p> <p>(Ⅱ)地域施設実地研修</p> <p>無菌調剤室設備設置薬局での実地調製研修 等</p> <p>ウ 他職種連携研修</p> <p>エ 上記ア・イの参加者等を名簿等にまとめ、関係機関へ情報提供</p> <p>【連携啓発事業】地域包括支援センター等との協力関係を構築するとともに、地域住民に対し講習会等を開催して、かかりつけ薬局・薬剤師の機能について普及啓発する。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	研修受講者数 ①無菌調製技能習得研修:180名/年 ②地域薬局間連携研修H26:2地区H27~H29:38地区/年		
アウトプット指標(達成値)	<p>① 無菌調製技能習得研修</p> <p>平成26年度からの実績:342名(修了証授与者数)</p> <p>(うち平成27年度分173名)</p> <p>② 地域薬局間連携研修(平成27年度実施状況)</p> <p>32地区</p>		
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性</p> <p>在宅医療において必要となる最新の知見を習得するための講習会や無菌調整等の技能を習得するための実習等を実施し、在宅医療を行うにあたり必要な知識・技能を有する薬剤師を育成した。</p> <p>また、地域ごとの連携研修等の実施により、在宅医療の実施に当たって不可欠である地域の関係者間の連携を促進するための機会を提供した。</p> <p>(2)事業の効率性</p> <p>個々の薬剤師の資質向上については既存の事業の活用や集会的な研修により、効率的に実施した。</p> <p>また、薬局・薬剤師間もしくは多職種との連携については、地域ごとに実施することにより、地域の実情に応じたかたちで実施した。</p>		
その他			

個票 13

事業名	特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業	総事業費(単位:千円)	300,405
事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	都内の特定機能病院		
背景にある医療・介護ニーズ	高齢社会において求められる高度な医療を提供する特定機能病院における専門医等の勤務医が専門性を発揮し診療に専念できるよう、専門医等の勤務医に係る事務作業による負担軽減を図る必要がある。		
事業の期間	平成26年度から平成27年度まで		
事業の内容	高度な医療を提供する特定機能病院において、専門医等特定機能病院勤務医の負担軽減を図るため、外来・病棟等に専従の医師事務作業補助者の配置を行う場合に支援を行う。		
アウトプット指標(当初の目標値)	医師事務作業補助者配置病院数 16病院		
アウトプット指標(達成値)	事業実施病院数 11病院		
事業の有効性・効率性	高度な医療を提供する特定機能病院において、専門医等の特定機能病院勤務医の負担軽減を図るため、外来・病棟等に専従の医師事務作業補助者の配置を支援した。		
その他			